

2020年2月17日

東京都知事
小池 百合子 様

障害者の生活保障を要求する連絡会議
代 表 尾上 裕亮

障害者の地域生活の基盤を求める要望書

貴職におかれましては、障害者政策の前進にご尽力されていることに、心から敬意を表します。

私たちは障害の重い全身性障害者や難病をもつ人が、地域社会の中で尊厳をもって自立して生きていけるように、制度基盤の確立を求める当事者団体です。

さて、数ヶ月後にはオリンピック・パラリンピックを控えており、都は「共生社会」の実現に待ったなしの状況と言えます。

ところで介助サービスや支援を十分に受けることができず、親兄弟のもとなどで依存的な生活を強いられ綱渡りのような毎日を送っている仲間は決して少なくありません。また生活施設での暮らしを余儀なくされている仲間たちも多くいます。このように多くの障害者の生活は、地域社会における尊厳をもった自立生活とは程遠い状況にあります。

2017年10月に「東京都障害者差別解消条例」は制定されましたが、相談体制並びに調整委員会の機能のあり方など、障害当事者の立場にたつ実効性が求められています。

一方、旧優生保護法での強制不妊手術の実態が次々明るみにされていき、優生思想が今改めて問われています。

東京都における障害者の被害実態はどうだったのか、全容を明らかにする必要があると考えます

上記の認識にたち、下記のことを強く要望いたします。

記

1. 強制不妊手術の実態調査について

1) 東京都は昨年、都内に529件の強制不妊手術があったと発表している。しかし、これは氷山の一角であり、全容解明がされたとは言い難い。引き続き全容解明に向け、病院・診療所のみならず福祉施設等の記録を再検証し、調査を行うこと。

2) 現在においても、周囲から不妊手術を薦められ、やむなく行うという事例もあります。そのようなことが起きないように、広く都民の意識向上に努めること。

2. 大地震など自然災害を想定した緊急時の備え

避難所（学校・福祉避難所等）や、仮設住宅のアクセシビリティを図り、医療・介護の保障（必要な医薬品等の備蓄を行うことを含む）、情報保障、コミュニケーション保障な

ど、緊急時の備えに万全を期すこと。

台風 19 号は想定外の水害となり、避難指示が各地に出されることとなり、多くの市民が最寄りの避難所に行ったために、車イスを使う障害者が避難出来ない状況がつけられたことや、避難所でも身動きがとれない状況になったと聞く。今後このような災害が多発すると思われ、障害のある人への対応・配慮について、平時から検討し、計画に組み込むこと。

3. 制度の谷間のない障害施策について

1) 病名や障害種別、障害者手帳の有無に関わらず、生活実態によって福祉サービスを受けられるよう、都独自に事業を行うこと。

2) 難治性疾患は、これまで東京都が独自に特殊疾病を定め、医療費の助成を行ってきた経緯を踏まえ、継続的に事業を継続・拡充すること。

4. ヘルパー派遣について

1) 入院時のヘルパー利用について東京都は、重度訪問介護の区分 6 だけではなく区分 4, 5 等も認めていることを、区市町村に周知すること。

2) 東京都として、入院時の介助ニーズを把握すること。

障害連では、2019 年 5 月～7 月にかけて都内の自治体と障害当事者向けに「入院時ヘルパー利用実態アンケート」を行った（添付書類）。アンケートでは、介護支給時間を制限されることが多く起きている実態が明らかになった。また自治体からの回答率も非常に低かった点は気になるところ。

3) 区市町村によって支給決定の考え方にばらつきがあり、ニーズに基づく支給決定が円滑に行われるように、都は市区町村に対して、働きかけ（技術的助言）を積極的かつ強力に行うこと。

5. 生活施設について

1) 生活施設では、入居者の声が施設運営に反映されるよう、意思決定機関に施設入居者を参画させること。

2) 入居者の社会参加権（外出）を地域でくらす障害者と同等に保障すること。

3) 都外施設で暮らしている東京都出身の障害者が、都に戻って暮らせるような政策整備を行うこと。

6. 住宅施策について

障害のある人が、地域で暮らしていくには、所得や介助と並んで住宅の確保が重要な課題となっています。

1) 利便性が高い都心の都営住宅の整備を優先的に進め、重度障害者の社会参加の促進を図ること。

2) ハーフメイド方式による都営住宅の新規建設を行うこと。

3) 単身者向けの住宅の数を増やすこと。

4) 民間住宅については、バリアフリー化を促進する為の十分な予算を確保すること。

5) 実現に向けた年次計画と数値目標を定めること。

6) 国が進めている新たな住宅セーフティネット制度の施行状況を踏まえつつ、東京都としても国に上乘せをして生活扶助相当になるよう、障害のある低所得者（年金のみで生活している人を想定）に対して家賃補助を行うこと。

7) 保証人が見つからずに賃借契約が出来ない障害者のために、家賃債務保証制度の周知徹底を行うこと。

以上

【事務局】 障害者の生活保障を要求する連絡会議（障害連）
〒101 - 0054 東京都千代田区神田錦町 3-11-8 武蔵野ビル 5階
(担当：太田)

T E L : 03-5282-0016 F A X : 03-5282-0017